

## 社会福祉法人飛驒慈光会役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飛驒慈光会（以下「本法人」という。）の、定款第9条及び第23条、評議員選任・解任委員会運営細則並びに福祉サービス苦情解決実施要綱の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、評議員会で選任された理事（理事長を含む）及び監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員と合わせて役員等という。
- 3 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 職員兼務役員とは、役員のうち当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者をいう。
- 5 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 6 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人等から受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

### (報酬額の決定方法)

第3条 役員等の報酬は、理事、監事それぞれについて、法人業績および世間水準、従業員給与との均衡などを考慮して、次の方法により決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬額は、勤務が行われた実態に基づき出席報酬及び勤務報酬、出張日当並びに実費弁償費を支給することができる。
- 3 職員兼務役員の報酬額は、第7条の規定に基づき決定することとする。

### (役員等の出席報酬等)

第4条 非常勤役員である理事及び監事又は評議員並びに苦情解決第三者委員のうち、理事会又は評議員会に出席した者は、別表1により報酬及び実費弁償費を支給することができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 非常勤役員である理事及び監事又は評議員選任・解任委員のうち、評議員選任・解任委員会に出席した者は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (役員等の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払

うことができる。

2 理事及び監事又は評議員であつて、理事会又は評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあつた場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 苦情解決第三者委員が会議や関係者からの意見聴取等の業務にあつた場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 非常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により出張日当及び旅費の額を支払うことができる。

2 旅費の額は飛騨慈光会旅費規程を準用する。

3 出張日当及び旅費の額は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(職員兼務役員の報酬額)

第7条 職員兼務役員に対する報酬及び支払方法等は、職員給与規程によるものとし、各人当たりの支給総額は900万円を上限とする。

(報酬の支払方法及び支払日)

第8条 非常勤役員への報酬の支払いは、役員各自の金融機関口座への振り込みにより行うものとする。

2 非常勤役員への報酬の支払いは、第4条並びに第5条に規定する事実が発生した翌月の25日とする。ただし、当日が金融機関の営業日でない場合には、その直前の金融機関営業日とする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、飛騨慈光会評議員会の決議により行う。

別表1 役員等の出席報酬等

	報酬(日額)	実費弁償費
理事会出席報酬等	7,700円	実費
評議員会出席報酬等	7,700円	実費
評議員選任・解任委員会出席報酬等	7,700円	実費

別表2 役員等の勤務報酬等

	報酬(月額)	実費弁償費
理事長勤務報酬等	9,100円	実費
理事・監事勤務報酬等	7,700円	実費
監事監査業務報酬等	9,100円	実費
苦情解決第三者委員業務報酬等	7,700円	実費

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月14日より適用する。